

整骨院・接骨院で健康保険を使えるのはどんなとき??

整骨院・接骨院は看板に「各種保険取扱」と書かれていても健康保険が使用できるのは、原因がはっきりしているケガに対する施術だけです。日常生活による疲れやスポーツによる筋肉痛に対するマッサージなどには健康保険は使えません。

まちがったかかり方をすると、あとから全額自己負担ということにもなりかねません。かかり方のルールを守って正しく利用しましょう。

保険適用となる施術「外傷性の負傷のみに限定」

原因がはっきりしている外傷性の負傷で、慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折、ひび（不全骨折）、脱臼*骨折、ひび、脱臼はあらかじめ医師の同意が必要（応急手当を除く）
- 捻挫、打撲、肉離れ（挫傷）

自費となる施術

- 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 症状の改善が見られない長期の施術
- リウマチ、関節炎などの痛み
- 脳疾患などの後遺症
- 通勤中や勤務中の負傷（労災保険適用となります）

整骨院・接骨院にかかるときの注意点

①負傷原因を正確につたえる

外傷性か否かが保険適用の判断に用いられます。

②療養費支給申請書の内容をよく確認し、署名する

保険適用となる施術を受けた場合は、療養費支給申請手続きが必要です。

負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、自筆で署名してください。

白紙の用紙には署名しないようにしましょう。

健康保険証を使って整骨院・接骨院の施術を受けた方に、後日、施術日や内容、負傷原因等を確認いたします。回答書を送りますので、期限までにご提出をお願いします。皆さまに納めていただいた保険料を適切に使用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

